

令和 4 年度和光市男女共同参画推進審議会答申（案）

1 令和 3 年度和光市男女共同参画年次報告書における事業の実施状況について次のとおり提言します。

- (1) 市内企業における男性の子育て参画を推進するため、市から企業への働きかけをし、市と企業が連携して取り組むこと。
- (2) 基本目標 3「あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援」のうち、産業支援課の取り組みについて、「38 労働関連法令の周知」、「39 長時間労働の是正と多様な働き方改革の推進」、「40 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知及び推進」、「41 情報提供体制及び研修の充実」、「42 相談体制の充実」、「45 企業における女性の参画拡大」の 6 事業を「実施していない」と評価しており、新型コロナウイルス感染症の影響によるものもあるかと思うが、その理由や今後の取り組みについての十分な記載がなかった。これらの事業について、適切に評価を行い、実施に向けて取り組むこと。
- (3) 男女共同参画推進のための取組は、全庁的に取り組むことが重要であるため、庁内に組織されている「男女共同参画庁内連絡会議」を定期的を開催し、男女共同参画に関する調査及び検討を行うとともに、庁内関係部課相互の連絡調整を行い、総合的な施策の推進に努めること。
- (4) 第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプランでは、方針ごとに指標を設定し、計画期間の最終年度である令和 12 年度の数値目標を設定しているが、最終目標までのシミュレーション（年度ごとや隔年度ごとの目標値の設定）を可能な範囲で行い、計画的に進めること。

2 和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）について次のとおり提言します。

制度（案）のとおり進めるとともに、制度導入後、当事者の方がより活用しやすく、実効性あるものとするよう、次の事項についても検討を行うこと。

- (1) さまざまな民間サービスについて、その事業者によって異なっているパートナーシップ制度の証明書を認める基準を調査し、その基準と当事者が制度の届出の際の手続きの煩雑さとのバランスを考えた中で、より多くのサービスを活用できるように、制度のバージョンアップを図っていくこと。
- (2) パートナーシップの届出をした方の住民基本台帳の続柄について、「縁故者」として登録できる自治体もある。その続柄について、同居人ではなく、他の続柄の登録について検討を行うこと。
- (3) パートナーシップ・ファミリーシップの届出をした家族の子どもの保育園、幼稚園、学校等の送迎について、パートナーの人も認めるよう検討すること。
また、パートナーシップ・ファミリーシップの家族の中には、ステップファミリーのように別々の性を名乗っている子どももいるため、子どものプライバシーに配慮したものとなるよう努めること。
- (4) 医療機関における面会や手術の同意について、パートナーも認めるよう医療機関へ働きかけを行うこと。
- (5) パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、今の子どもたちへもこのような制度があることを情報提供することは、今後の人生においても大切なことであると考えするため、子どもたちも含めた幅広い方々への周知に努めること。
- (6) 武蔵野市では、事実婚の男女についてもパートナーシップ制度の対象としている。この事実婚についても、対象とすることについて、他自治体の状況等を調査し、検討すること。